

介護予防・日常生活支援総合事業費  
単位数サービスコード表  
(平成29年4月施行版)

平成29年7月

- A3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(9割)
- A3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(8割)
- A7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(9割)
- A7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(8割)

桜井市 高齢福祉課

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

〇〇単位	⇒	所定単位数	+	〇〇単位
－〇〇単位	⇒	所定単位数	－	〇〇単位
×〇〇%	⇒	所定単位数	×	〇〇／100
〇〇%加算	⇒	所定単位数	+	所定単位数 × 〇〇／100

2. 市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については市町村が規定する。各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自／定率) 訪問型サービス(独自／定額) 通所型サービス(独自／定率) 通所型サービス(独自／定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位数	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(9割)

●包括報酬型サービスコード

サービスコード 種類 項目	サービス名称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A3 1010	包括報酬型サービスⅠ	包括報酬型サービス費(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	1,168 単位		1,168
A3 1011	包括報酬型サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818
A3 1012	包括報酬型サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,051
A3 1013	包括報酬型サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	736
A3 1020	包括報酬型サービスⅡ	包括報酬型サービス費(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	2,335 単位		2,335
A3 1021	包括報酬型サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,635
A3 1022	包括報酬型サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,102
A3 1023	包括報酬型サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,472
A3 1030	包括報酬型サービスⅢ	包括報酬型サービス費(Ⅲ) 要支援2(週3回程度) ※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	3,704 単位		3,704
A3 1031	包括報酬型サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593
A3 1032	包括報酬型サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,334
A3 1033	包括報酬型サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,334

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3 1040	予防型身体ヘルプサービスⅠ	予防型身体ヘルプサービス費(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	266 単位		266
A3 1041	予防型身体ヘルプサービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	186
A3 1042	予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	239
A3 1043	予防型身体ヘルプサービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	167
A3 1050	予防型身体ヘルプサービスⅡ	予防型身体ヘルプサービス費(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで	270 単位		270
A3 1051	予防型身体ヘルプサービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	189
A3 1052	予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	243
A3 1053	予防型身体ヘルプサービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	170
A3 1060	予防型身体ヘルプサービスⅢ	予防型身体ヘルプサービス費(Ⅲ) 要支援2(週3回程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで	285 単位		285
A3 1061	予防型身体ヘルプサービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	200
A3 1062	予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257
A3 1063	予防型身体ヘルプサービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	180

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3 1070	生活援助ヘルプサービスⅠ	生活援助ヘルプサービス費(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で5回まで	225 単位		225
A3 1071	生活援助ヘルプサービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203
A3 1080	生活援助ヘルプサービスⅡ	生活援助ヘルプサービス費(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で10回まで	225 単位		225
A3 1081	生活援助ヘルプサービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203
A3 1090	生活援助ヘルプサービスⅢ	生活援助ヘルプサービス費(Ⅲ) 要支援2(週3回程度) ※1月の中で全部で15回まで	225 単位		225
A3 1091	生活援助ヘルプサービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203

●加算用サービスコード1(共通)

A3 1100	訪問型サービス初回加算	初回加算	200 単位加算	200	1月につき
A3 1101	訪問型サービス生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算	要支援1・要支援2	100 単位加算	

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3 1110	包括報酬型サービスⅠ-処遇改善加算Ⅰ	※週1回程度の包括単価用	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	160	1月につき
A3 1111	包括報酬型サービスⅠ-処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	117	
A3 1112	包括報酬型サービスⅠ-処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	64	
A3 1113	包括報酬型サービスⅠ-処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算	58	
A3 1114	包括報酬型サービスⅠ-処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算	51	
A3 1120	包括報酬型サービスⅡ-処遇改善加算Ⅰ	※週2回程度の包括単価用	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	320	
A3 1121	包括報酬型サービスⅡ-処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	234	
A3 1122	包括報酬型サービスⅡ-処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	128	
A3 1123	包括報酬型サービスⅡ-処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算	115	
A3 1124	包括報酬型サービスⅡ-処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算	102	
A3 1130	包括報酬型サービスⅢ-処遇改善加算Ⅰ	※週3回程度の包括単価用	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	507	
A3 1131	包括報酬型サービスⅢ-処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	370	
A3 1132	包括報酬型サービスⅢ-処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	204	
A3 1133	包括報酬型サービスⅢ-処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算	184	
A3 1134	包括報酬型サービスⅢ-処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算	163	

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3	1140	予防型身体ヘルプサービスⅠ-処遇改善加算Ⅰ	※週1回程度の単独単価用	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000	加算	36	1回につき
A3	1141	予防型身体ヘルプサービスⅠ-処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000	加算	27	
A3	1142	予防型身体ヘルプサービスⅠ-処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000	加算	15	
A3	1143	予防型身体ヘルプサービスⅠ-処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 90%	加算	14	
A3	1144	予防型身体ヘルプサービスⅠ-処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(2)で算定した単位数の 80%	加算	12	
A3	1150	予防型身体ヘルプサービスⅡ-処遇改善加算Ⅰ	※週2回程度の単独単価用	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000	加算	37	
A3	1151	予防型身体ヘルプサービスⅡ-処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000	加算	27	
A3	1152	予防型身体ヘルプサービスⅡ-処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000	加算	15	
A3	1153	予防型身体ヘルプサービスⅡ-処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 90%	加算	14	
A3	1154	予防型身体ヘルプサービスⅡ-処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(2)で算定した単位数の 80%	加算	12	
A3	1160	予防型身体ヘルプサービスⅢ-処遇改善加算Ⅰ	※週3回程度の単独単価用	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000	加算	39	
A3	1161	予防型身体ヘルプサービスⅢ-処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000	加算	29	
A3	1162	予防型身体ヘルプサービスⅢ-処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000	加算	16	
A3	1163	予防型身体ヘルプサービスⅢ-処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 90%	加算	14	
A3	1164	予防型身体ヘルプサービスⅢ-処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(2)で算定した単位数の 80%	加算	13	

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	1170	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-処遇改善加算Ⅰ	※週1回・週2回・週3回程度の単独単価共用	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000	加算	31	1回につき
A3	1171	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000	加算	23	
A3	1172	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000	加算	12	
A3	1173	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 90%	加算	11	
A3	1174	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(2)で算定した単位数の 80%	加算	10	

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(8割)

●包括報酬型サービスコード

サービスコード 種類 項目	サービス名称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A3 1210	包括報酬型サービスⅠ	包括報酬型サービス費(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	1,168 単位		1,168
A3 1211	包括報酬型サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818
A3 1212	包括報酬型サービスⅠ・同一				1,051
A3 1213	包括報酬型サービスⅠ・初任・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	736
A3 1220	包括報酬型サービスⅡ			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,335
A3 1221	包括報酬型サービスⅡ・初任	包括報酬型サービス費(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	2,335 単位		1,635
A3 1222	包括報酬型サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,102
A3 1223	包括報酬型サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,472
A3 1230	包括報酬型サービスⅢ				3,704
A3 1231	包括報酬型サービスⅢ・初任	包括報酬型サービス費(Ⅲ) 要支援2(週3回程度) ※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	3,704 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593
A3 1232	包括報酬型サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,334
A3 1233	包括報酬型サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,334

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3 1240	予防型身体ヘルプサービスⅠ	予防型身体ヘルプサービス費(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	266 単位		266
A3 1241	予防型身体ヘルプサービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	186
A3 1242	予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	239
A3 1243	予防型身体ヘルプサービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	167
A3 1250	予防型身体ヘルプサービスⅡ	予防型身体ヘルプサービス費(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで	270 単位		270
A3 1251	予防型身体ヘルプサービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	189
A3 1252	予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	243
A3 1253	予防型身体ヘルプサービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	170
A3 1260	予防型身体ヘルプサービスⅢ	予防型身体ヘルプサービス費(Ⅲ) 要支援2(週3回程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで	285 単位		285
A3 1261	予防型身体ヘルプサービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	200
A3 1262	予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257
A3 1263	予防型身体ヘルプサービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	180

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3 1270	生活援助ヘルプサービスⅠ	生活援助ヘルプサービス費(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で5回まで	225 単位		225
A3 1271	生活援助ヘルプサービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203
A3 1280	生活援助ヘルプサービスⅡ	生活援助ヘルプサービス費(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で10回まで	225 単位		225
A3 1281	生活援助ヘルプサービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203
A3 1290	生活援助ヘルプサービスⅢ	生活援助ヘルプサービス費(Ⅲ) 要支援2(週3回程度) ※1月の中で全部で15回まで	225 単位		225
A3 1291	生活援助ヘルプサービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	203

●加算用サービスコード1(共通)

A3 1300	訪問型サービス初回加算	初回加算	200 単位加算	200	1月につき
A3 1301	訪問型サービス生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算	要支援1・要支援2	100 単位加算	

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3 1310	包括報酬型サービスⅠ-処遇改善加算Ⅰ	※週1回程度の包括単価用	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	160	1月につき
A3 1311	包括報酬型サービスⅠ-処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	117	
A3 1312	包括報酬型サービスⅠ-処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	64	
A3 1313	包括報酬型サービスⅠ-処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算	58	
A3 1314	包括報酬型サービスⅠ-処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算	51	
A3 1320	包括報酬型サービスⅡ-処遇改善加算Ⅰ	※週2回程度の包括単価用	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	320	
A3 1321	包括報酬型サービスⅡ-処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	234	
A3 1322	包括報酬型サービスⅡ-処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	128	
A3 1323	包括報酬型サービスⅡ-処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算	115	
A3 1324	包括報酬型サービスⅡ-処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算	102	
A3 1330	包括報酬型サービスⅢ-処遇改善加算Ⅰ	※週3回程度の包括単価用	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	507	
A3 1331	包括報酬型サービスⅢ-処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	370	
A3 1332	包括報酬型サービスⅢ-処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	204	
A3 1333	包括報酬型サービスⅢ-処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算	184	
A3 1334	包括報酬型サービスⅢ-処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算	163	

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3	1340	予防型身体ヘルプサービスⅠ-処遇改善加算Ⅰ	※週1回程度の単独単価用	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	137/1000	加算	36	1回につき
A3	1341	予防型身体ヘルプサービスⅠ-処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	100/1000	加算	27	
A3	1342	予防型身体ヘルプサービスⅠ-処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	55/1000	加算	15	
A3	1343	予防型身体ヘルプサービスⅠ-処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の	90%	加算	14	
A3	1344	予防型身体ヘルプサービスⅠ-処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(2)で算定した単位数の	80%	加算	12	
A3	1350	予防型身体ヘルプサービスⅡ-処遇改善加算Ⅰ	※週2回程度の単独単価用	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	137/1000	加算	37	
A3	1351	予防型身体ヘルプサービスⅡ-処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	100/1000	加算	27	
A3	1352	予防型身体ヘルプサービスⅡ-処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	55/1000	加算	15	
A3	1353	予防型身体ヘルプサービスⅡ-処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の	90%	加算	14	
A3	1354	予防型身体ヘルプサービスⅡ-処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(2)で算定した単位数の	80%	加算	12	
A3	1360	予防型身体ヘルプサービスⅢ-処遇改善加算Ⅰ	※週3回程度の単独単価用	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	137/1000	加算	39	
A3	1361	予防型身体ヘルプサービスⅢ-処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	100/1000	加算	29	
A3	1362	予防型身体ヘルプサービスⅢ-処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	55/1000	加算	16	
A3	1363	予防型身体ヘルプサービスⅢ-処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の	90%	加算	14	
A3	1364	予防型身体ヘルプサービスⅢ-処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(2)で算定した単位数の	80%	加算	13	

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	1370	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-処遇改善加算Ⅰ	※週1回・週2回・週3回程度の単独単価共用	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	137/1000	加算	31	1回につき
A3	1371	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	100/1000	加算	23	
A3	1372	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	55/1000	加算	12	
A3	1373	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の	90%	加算	11	
A3	1374	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(2)で算定した単位数の	80%	加算	10	

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(9割)

(1) 予防型デイサービス

サービスコード	サービス名称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A7 1101	予防型デイサービス1	予防型デイサービス費	1647	1月につき
A7 1102	予防型デイサービス1回数	事業対象者・要支援1(週1回程度)	378	1回につき
A7 1103	予防型デイサービス2	要支援2(週2回程度)	3377	1月につき
A7 1104	予防型デイサービス2回数	要支援2(週2回程度)	389	1回につき
A7 1111	予防型デイサービス1(同一建物減算)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1647	1月につき
A7 1112	予防型デイサービス1回数(同一建物減算)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	378	1回につき
A7 1113	予防型デイサービス2(同一建物減算)	要支援2(週2回程度)	3377	1月につき
A7 1114	予防型デイサービス2回数(同一建物減算)	要支援2(週2回程度)	389	1回につき
A7 1121	予防型デイサービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240	240
A7 1122	予防型デイサービス生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100	100
A7 1123	予防型デイサービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算	225	225
A7 1124	予防型デイサービス栄養改善加算	栄養改善加算	150	150
A7 1125	予防型デイサービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算	150	150
A7 1131	予防型デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 1	選択的サービス複数実施加算(I)	480	480
A7 1132	予防型デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 2	選択的サービス複数実施加算(I)	480	480
A7 1133	予防型デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 3	選択的サービス複数実施加算(I)	480	480
A7 1134	予防型デイサービス選択的サービス複数実施加算 II	選択的サービス複数実施加算(II)	700	700
A7 1135	予防型デイサービス事業所評価加算	事業所評価加算	120	120
A7 1141	予防型デイサービス提供体制強化加算 I 1	サービス提供体制強化加算(包括払い)	72	72
A7 1142	予防型デイサービス提供体制強化加算 I 1 2	サービス提供体制強化加算(包括払い)	144	144
A7 1143	予防型デイサービス提供体制強化加算 I 1 1	サービス提供体制強化加算(包括払い)	48	48
A7 1144	予防型デイサービス提供体制強化加算 I 1 2	サービス提供体制強化加算(包括払い)	96	96
A7 1145	予防型デイサービス提供体制強化加算 II 1	サービス提供体制強化加算(包括払い)	24	24
A7 1146	予防型デイサービス提供体制強化加算 II 2	サービス提供体制強化加算(包括払い)	48	48
A7 1147	予防型デイサービス提供体制強化加算 I 1 回数	サービス提供体制強化加算(回数払い)	17	17
A7 1148	予防型デイサービス提供体制強化加算 I 1 2 回数	サービス提供体制強化加算(回数払い)	17	17
A7 1149	予防型デイサービス提供体制強化加算 I 1 1 回数	サービス提供体制強化加算(回数払い)	11	11
A7 1150	予防型デイサービス提供体制強化加算 I 1 2 回数	サービス提供体制強化加算(回数払い)	11	11
A7 1151	予防型デイサービス提供体制強化加算 II 1 回数	サービス提供体制強化加算(回数払い)	6	6
A7 1152	予防型デイサービス提供体制強化加算 II 2 回数	サービス提供体制強化加算(回数払い)	6	6
A7 1161	予防型デイサービス処遇改善加算 I 1	介護職員処遇改善加算	97	97
A7 1162	予防型デイサービス処遇改善加算 II 1	介護職員処遇改善加算	71	71
A7 1163	予防型デイサービス処遇改善加算 III 1	介護職員処遇改善加算	38	38
A7 1164	予防型デイサービス処遇改善加算 IV 1	介護職員処遇改善加算	34	34
A7 1165	予防型デイサービス処遇改善加算 V 1	介護職員処遇改善加算	30	30
A7 1166	予防型デイサービス処遇改善加算 I 2	介護職員処遇改善加算	22	22
A7 1167	予防型デイサービス処遇改善加算 II 2	介護職員処遇改善加算	16	16
A7 1168	予防型デイサービス処遇改善加算 III 2	介護職員処遇改善加算	9	9
A7 1169	予防型デイサービス処遇改善加算 IV 2	介護職員処遇改善加算	8	8
A7 1170	予防型デイサービス処遇改善加算 V 2	介護職員処遇改善加算	7	7
A7 1171	予防型デイサービス処遇改善加算 I 3	介護職員処遇改善加算	199	199
A7 1172	予防型デイサービス処遇改善加算 II 3	介護職員処遇改善加算	145	145
A7 1173	予防型デイサービス処遇改善加算 III 3	介護職員処遇改善加算	78	78
A7 1174	予防型デイサービス処遇改善加算 IV 3	介護職員処遇改善加算	70	70
A7 1175	予防型デイサービス処遇改善加算 V 3	介護職員処遇改善加算	62	62
A7 1176	予防型デイサービス処遇改善加算 I 4	介護職員処遇改善加算	23	23
A7 1177	予防型デイサービス処遇改善加算 II 4	介護職員処遇改善加算	17	17
A7 1178	予防型デイサービス処遇改善加算 III 4	介護職員処遇改善加算	9	9
A7 1179	予防型デイサービス処遇改善加算 IV 4	介護職員処遇改善加算	8	8
A7 1180	予防型デイサービス処遇改善加算 V 4	介護職員処遇改善加算	7	7

●定員超過の場合

A7 1181	予防型デイサービス1・定超	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1647	1153	1月につき
A7 1182	予防型デイサービス1回数・定超	事業対象者・要支援1(週1回程度)	378	265	1回につき
A7 1183	予防型デイサービス2・定超	要支援2(週2回程度)	3377	2364	1月につき
A7 1184	予防型デイサービス2回数・定超	要支援2(週2回程度)	389	272	1回につき
A7 1185	予防型デイサービス1・定超(同一建物)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1647	777	1月につき
A7 1186	予防型デイサービス1回数・定超(同一建物)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	378	190	1回につき
A7 1187	予防型デイサービス2・定超(同一建物)	要支援2(週2回程度)	3377	1612	1月につき
A7 1188	予防型デイサービス2回数・定超(同一建物)	要支援2(週2回程度)	389	197	1回につき

●看護・介護職員が欠員の場合

A7 1191	予防型デイサービス1・人欠	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1647	1153	1月につき
A7 1192	予防型デイサービス1回数・人欠	事業対象者・要支援1(週1回程度)	378	265	1回につき
A7 1193	予防型デイサービス2・人欠	要支援2(週2回程度)	3377	2364	1月につき
A7 1194	予防型デイサービス2回数・人欠	要支援2(週2回程度)	389	272	1回につき
A7 1195	予防型デイサービス1・人欠(同一建物)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1647	777	1月につき
A7 1196	予防型デイサービス1回数・人欠(同一建物)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	378	190	1回につき
A7 1197	予防型デイサービス2・人欠(同一建物)	要支援2(週2回程度)	3377	1612	1月につき
A7 1198	予防型デイサービス2回数・人欠(同一建物)	要支援2(週2回程度)	389	197	1回につき

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード 種類 項目	サービス名称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
A7 1201	機能訓練デイサービス1	機能訓練 サービス 費	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	※1月の中で全部で6回以上の利用	1,647 単位	1647	1月につき	
A7 1202	機能訓練デイサービス1回数			※1月の中で全部で5回までの利用	320 単位	320	1回につき	
A7 1203	機能訓練デイサービス2		要支援2 (週2回程度)	※1月の中で全部で11回以上の利用	3,377 単位	3377	1月につき	
A7 1204	機能訓練デイサービス2回数			※1月の中で全部で10回までの利用	330 単位	330	1回につき	
A7 1211	機能訓練デイサービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算			225 単位加算	225		
A7 1212	機能訓練デイサービス栄養改善加算	栄養改善加算			150 単位加算	150		
A7 1213	機能訓練デイサービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算			150 単位加算	150		
A7 1214	機能訓練デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 1	選択的サービス複数実施加算 I 運動器機能向上及び栄養改善			480 単位加算	480		
A7 1215	機能訓練デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 2	選択的サービス複数実施加算 I 運動器機能向上及び口腔機能向上			480 単位加算	480		
A7 1221	機能訓練デイサービス処遇改善加算 I 1	介護職員 処遇改善 加算	包括払い 事業対象者・要支援1 (週1回程度)	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算	97	1月につき	
A7 1222	機能訓練デイサービス処遇改善加算 II 1			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算	71		
A7 1223	機能訓練デイサービス処遇改善加算 III 1			(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算	38		
A7 1224	機能訓練デイサービス処遇改善加算 IV 1			1月の中で6回以上の 利用	(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単位数の 90% 加算		34
A7 1225	機能訓練デイサービス処遇改善加算 V 1			(5)介護職員処遇改善加算(V)	(2)で算定した単位数の 80% 加算	30		
A7 1226	機能訓練デイサービス処遇改善加算 I 2			包括払い 要支援2 (週2回程度)	1月の中で11回以上 の利用	(1)介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数の 59/1000 加算
A7 1227	機能訓練デイサービス処遇改善加算 II 2		(2)介護職員処遇改善加算(II)			所定単位数の 43/1000 加算	145	
A7 1228	機能訓練デイサービス処遇改善加算 III 2		(3)介護職員処遇改善加算(III)			所定単位数の 23/1000 加算	78	
A7 1229	機能訓練デイサービス処遇改善加算 IV 2		(4)介護職員処遇改善加算(IV)			(2)で算定した単位数の 90% 加算	70	
A7 1230	機能訓練デイサービス処遇改善加算 V 2		(5)介護職員処遇改善加算(V)			(2)で算定した単位数の 80% 加算	62	
A7 1231	機能訓練デイサービス処遇改善加算 I 3		回数払い 事業対象者・要支援1			1月の中で6回以上の 利用	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算
A7 1232	機能訓練デイサービス処遇改善加算 II 3			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算		14	
A7 1233	機能訓練デイサービス処遇改善加算 III 3	(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の 23/1000 加算	7			
A7 1234	機能訓練デイサービス処遇改善加算 IV 3	(4)介護職員処遇改善加算(IV)		(2)で算定した単位数の 90% 加算	6			
A7 1235	機能訓練デイサービス処遇改善加算 V 3	(5)介護職員処遇改善加算(V)		(2)で算定した単位数の 80% 加算	6			
A7 1236	機能訓練デイサービス処遇改善加算 I 4	回数払い 要支援2		1月の中で11回以上 の利用	(1)介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数の 59/1000 加算	19
A7 1237	機能訓練デイサービス処遇改善加算 II 4		(2)介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数の 43/1000 加算	14		
A7 1238	機能訓練デイサービス処遇改善加算 III 4		(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の 23/1000 加算	8		
A7 1239	機能訓練デイサービス処遇改善加算 IV 4		(4)介護職員処遇改善加算(IV)		(2)で算定した単位数の 90% 加算	7		
A7 1240	機能訓練デイサービス処遇改善加算 V 4		(5)介護職員処遇改善加算(V)		(2)で算定した単位数の 80% 加算	6		

(3)ミニデイサービス

サービスコード 種類 項目	サービス名称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
A7 1301	ミニデイサービス1	ミニデイサ ービス 費	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	※1月の中で全部で6回以上の利用 入浴加算を算定し1,647単位を超える場	1,647 単位	1647	1月につき	
A7 1302	ミニデイサービス1回数			※1月の中で全部で5回までの利用	265 単位	265	1回につき	
A7 1303	ミニデイサービス2		要支援2 (週2回程度)	※1月の中で全部で11回以上の利用 入浴加算を算定し3,377単位を超える場	3,377 単位	3377	1月につき	
A7 1304	ミニデイサービス2回数			※1月の中で全部で10回までの利用	272 単位	272	1回につき	
A7 1310	ミニデイ入浴加算	ミニデイ入浴加算 ※桜井市独自設定加算			50 単位	50		
A7 1311	ミニデイサービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算			225 単位加算	225		
A7 1312	ミニデイサービス栄養改善加算	栄養改善加算			150 単位加算	150		
A7 1313	ミニデイサービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算			150 単位加算	150		
A7 1314	ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 1	選択的サービス複数実施加算 I 運動器機能向上及び栄養改善			480 単位加算	480		
A7 1315	ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 2	選択的サービス複数実施加算 I 運動器機能向上及び口腔機能向上			480 単位加算	480		
A7 1316	ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 3	選択的サービス複数実施加算 I 栄養改善及び口腔機能向上			480 単位加算	480		
A7 1321	ミニデイサービス処遇改善加算 I 1	介護職員 処遇改善 加算	包括払い 事業対象者・要支援1 (週1回程度)	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算	97	1月につき	
A7 1322	ミニデイサービス処遇改善加算 II 1			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算	71		
A7 1323	ミニデイサービス処遇改善加算 III 1			(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算	38		
A7 1324	ミニデイサービス処遇改善加算 IV 1			1月の中で6回以上の 利用	(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単位数の 90% 加算		34
A7 1325	ミニデイサービス処遇改善加算 V 1			(5)介護職員処遇改善加算(V)	(2)で算定した単位数の 80% 加算	30		
A7 1326	ミニデイサービス処遇改善加算 I 2			包括払い 要支援2 (週2回程度)	1月の中で11回以上 の利用	(1)介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数の 59/1000 加算
A7 1327	ミニデイサービス処遇改善加算 II 2		(2)介護職員処遇改善加算(II)			所定単位数の 43/1000 加算	145	
A7 1328	ミニデイサービス処遇改善加算 III 2		(3)介護職員処遇改善加算(III)			所定単位数の 23/1000 加算	78	
A7 1329	ミニデイサービス処遇改善加算 IV 2		(4)介護職員処遇改善加算(IV)			(2)で算定した単位数の 90% 加算	70	
A7 1330	ミニデイサービス処遇改善加算 V 2		(5)介護職員処遇改善加算(IV)			(2)で算定した単位数の 80% 加算	62	
A7 1331	ミニデイサービス処遇改善加算 I 3		回数払い 事業対象者・要支援1			1月の中で6回以上の 利用	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算
A7 1332	ミニデイサービス処遇改善加算 II 3			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算		11	
A7 1333	ミニデイサービス処遇改善加算 III 3	(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の 23/1000 加算	6			
A7 1334	ミニデイサービス処遇改善加算 IV 3	(4)介護職員処遇改善加算(IV)		(2)で算定した単位数の 90% 加算	5			
A7 1335	ミニデイサービス処遇改善加算 V 3	(5)介護職員処遇改善加算(IV)		(2)で算定した単位数の 80% 加算	5			
A7 1336	ミニデイサービス処遇改善加算 I 4	回数払い 要支援2		1月の中で11回以上 の利用	(1)介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数の 59/1000 加算	16
A7 1337	ミニデイサービス処遇改善加算 II 4		(2)介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数の 43/1000 加算	12		
A7 1338	ミニデイサービス処遇改善加算 III 4		(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の 23/1000 加算	6		
A7 1339	ミニデイサービス処遇改善加算 IV 4		(4)介護職員処遇改善加算(IV)		(2)で算定した単位数の 90% 加算	5		
A7 1340	ミニデイサービス処遇改善加算 V 4		(5)介護職員処遇改善加算(IV)		(2)で算定した単位数の 80% 加算	5		

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて、国が定める額(介護予防給付の単価)を超えることはできません。事業対象者・要支援1は1,647単位、要支援2は3,377単位を上限とします。



7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(8割)

(1) 予防型デイサービス

サービスコード	サービス名称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A7 1501	予防型デイサービス1	予防型デイサービス費	1647	1月につき
A7 1502	予防型デイサービス1回数	事業対象者・要支援1(週1回程度)	378	1回につき
A7 1503	予防型デイサービス2	要支援2(週2回程度)	3377	1月につき
A7 1504	予防型デイサービス2回数	※1月の中で全部で8回までの利用	389	1回につき
A7 1511	予防型デイサービス1(同一建物減算)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1647	1月につき
A7 1512	予防型デイサービス1回数(同一建物減算)	※1月の中で全部で4回までの利用	378	1回につき
A7 1513	予防型デイサービス2(同一建物減算)	要支援2(週2回程度)	3377	1月につき
A7 1514	予防型デイサービス2回数(同一建物減算)	※1月の中で全部で8回までの利用	389	1回につき
A7 1521	予防型デイサービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240	240
A7 1522	予防型デイサービス生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100	100
A7 1523	予防型デイサービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算	225	225
A7 1524	予防型デイサービス栄養改善加算	栄養改善加算	150	150
A7 1525	予防型デイサービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算	150	150
A7 1531	予防型デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 1	選択的サービス複数実施加算(I)	480	480
A7 1532	予防型デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 2	運動器機能向上及び栄養改善	480	480
A7 1533	予防型デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 3	運動器機能向上及び口腔機能向上	480	480
A7 1534	予防型デイサービス選択的サービス複数実施加算 II	栄養改善及び口腔機能向上	480	480
A7 1535	予防型デイサービス事業所評価加算	事業所評価加算	120	120
A7 1541	予防型デイサービス提供体制強化加算 I 1	サービス提供体制強化加算(包括払い)	72	72
A7 1542	予防型デイサービス提供体制強化加算 I 1 2	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ	144	144
A7 1543	予防型デイサービス提供体制強化加算 I 1 1	(2)サービス提供体制強化加算(I)ロ	48	48
A7 1544	予防型デイサービス提供体制強化加算 I 1 2	要支援2	96	96
A7 1545	予防型デイサービス提供体制強化加算 II 1	(3)サービス提供体制強化加算(II)	24	24
A7 1546	予防型デイサービス提供体制強化加算 II 2	要支援2	48	48
A7 1547	予防型デイサービス提供体制強化加算 I 1 回数	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ	17	17
A7 1548	予防型デイサービス提供体制強化加算 I 1 2 回数	要支援2	17	17
A7 1549	予防型デイサービス提供体制強化加算 I 1 1 回数	(2)サービス提供体制強化加算(I)ロ	11	11
A7 1550	予防型デイサービス提供体制強化加算 I 1 2 回数	要支援2	11	11
A7 1551	予防型デイサービス提供体制強化加算 II 1 回数	(3)サービス提供体制強化加算(II)	6	6
A7 1552	予防型デイサービス提供体制強化加算 II 2 回数	要支援2	6	6
A7 1561	予防型デイサービス処遇改善加算 I 1	介護職員処遇改善加算	97	97
A7 1562	予防型デイサービス処遇改善加算 II 1	包括払い	71	71
A7 1563	予防型デイサービス処遇改善加算 III 1	事業対象者・要支援1(週1回程度)	38	38
A7 1564	予防型デイサービス処遇改善加算 IV 1	(1)介護職員処遇改善加算(I)	34	34
A7 1565	予防型デイサービス処遇改善加算 V 1	(2)介護職員処遇改善加算(II)	30	30
A7 1566	予防型デイサービス処遇改善加算 I 2	(3)介護職員処遇改善加算(III)	22	22
A7 1567	予防型デイサービス処遇改善加算 II 2	(4)介護職員処遇改善加算(IV)	16	16
A7 1568	予防型デイサービス処遇改善加算 III 2	(5)介護職員処遇改善加算(V)	9	9
A7 1569	予防型デイサービス処遇改善加算 IV 2	(2)で算定した単位数の90%	8	8
A7 1570	予防型デイサービス処遇改善加算 V 2	(2)で算定した単位数の80%	7	7
A7 1571	予防型デイサービス処遇改善加算 I 3	包括払い	199	199
A7 1572	予防型デイサービス処遇改善加算 II 3	(1)介護職員処遇改善加算(I)	145	145
A7 1573	予防型デイサービス処遇改善加算 III 3	(2)介護職員処遇改善加算(II)	78	78
A7 1574	予防型デイサービス処遇改善加算 IV 3	(3)介護職員処遇改善加算(III)	70	70
A7 1575	予防型デイサービス処遇改善加算 V 3	(4)介護職員処遇改善加算(IV)	62	62
A7 1576	予防型デイサービス処遇改善加算 I 4	(5)介護職員処遇改善加算(V)	23	23
A7 1577	予防型デイサービス処遇改善加算 II 4	回数払い	17	17
A7 1578	予防型デイサービス処遇改善加算 III 4	(1)介護職員処遇改善加算(I)	9	9
A7 1579	予防型デイサービス処遇改善加算 IV 4	(2)介護職員処遇改善加算(II)	8	8
A7 1580	予防型デイサービス処遇改善加算 V 4	(3)介護職員処遇改善加算(III)	7	7

●定員超過の場合

A7 1581	予防型デイサービス1・定超	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1647	1153	1月につき
A7 1582	予防型デイサービス1回数・定超	※1月の中で全部で4回までの利用	378	265	1回につき
A7 1583	予防型デイサービス2・定超	要支援2(週2回程度)	3377	2364	1月につき
A7 1584	予防型デイサービス2回数・定超	※1月の中で全部で8回までの利用	389	272	1回につき
A7 1585	予防型デイサービス1・定超(同一建物)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1647	777	1月につき
A7 1586	予防型デイサービス1回数・定超(同一建物)	※1月の中で全部で4回までの利用	378	190	1回につき
A7 1587	予防型デイサービス2・定超(同一建物)	要支援2(週2回程度)	3377	1612	1月につき
A7 1588	予防型デイサービス2回数・定超(同一建物)	※1月の中で全部で8回までの利用	389	197	1回につき

●看護・介護職員が欠員の場合

A7 1591	予防型デイサービス1・人欠	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1647	1153	1月につき
A7 1592	予防型デイサービス1回数・人欠	※1月の中で全部で4回までの利用	378	265	1回につき
A7 1593	予防型デイサービス2・人欠	要支援2(週2回程度)	3377	2364	1月につき
A7 1594	予防型デイサービス2回数・人欠	※1月の中で全部で8回までの利用	389	272	1回につき
A7 1595	予防型デイサービス1・人欠(同一建物)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1647	777	1月につき
A7 1596	予防型デイサービス1回数・人欠(同一建物)	※1月の中で全部で4回までの利用	378	190	1回につき
A7 1597	予防型デイサービス2・人欠(同一建物)	要支援2(週2回程度)	3377	1612	1月につき
A7 1598	予防型デイサービス2回数・人欠(同一建物)	※1月の中で全部で8回までの利用	389	197	1回につき

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード 種類	項目	サービス名称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
A7	1601	機能訓練デイサービス1	機能訓練 サービス 費	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	※1月の中で全部で6回以上の利用	1,647 単位	1647	1月につき	
A7	1602	機能訓練デイサービス1回数			※1月の中で全部で5回までの利用	320 単位	320	1回につき	
A7	1603	機能訓練デイサービス2		要支援2 (週2回程度)	※1月の中で全部で11回以上の利用	3,377 単位	3377	1月につき	
A7	1604	機能訓練デイサービス2回数			※1月の中で全部で10回までの利用	330 単位	330	1回につき	
A7	1611	機能訓練デイサービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算			225 単位加算	225		
A7	1612	機能訓練デイサービス栄養改善加算	栄養改善加算			150 単位加算	150		
A7	1613	機能訓練デイサービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算			150 単位加算	150		
A7	1614	機能訓練デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 1	選択的サービス複数実施加算 I 運動器機能向上及び栄養改善			480 単位加算	480		
A7	1615	機能訓練デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 2	選択的サービス複数実施加算 I 運動器機能向上及び口腔機能向上			480 単位加算	480		
A7	1621	機能訓練デイサービス処遇改善加算 I 1	介護職員 処遇改善 加算	包括払い 事業対象者・要支援1 (週1回程度)	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算	97	1月につき	
A7	1622	機能訓練デイサービス処遇改善加算 II 1			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算	71		
A7	1623	機能訓練デイサービス処遇改善加算 III 1			(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算	38		
A7	1624	機能訓練デイサービス処遇改善加算 IV 1			1月の中で6回以上の 利用	(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単位数の 90% 加算		34
A7	1625	機能訓練デイサービス処遇改善加算 V 1				(5)介護職員処遇改善加算(V)	(2)で算定した単位数の 80% 加算		30
A7	1626	機能訓練デイサービス処遇改善加算 I 2			包括払い 要支援2 (週2回程度)	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算		199
A7	1627	機能訓練デイサービス処遇改善加算 II 2		(2)介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数の 43/1000 加算	145		
A7	1628	機能訓練デイサービス処遇改善加算 III 2		(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の 23/1000 加算	78		
A7	1629	機能訓練デイサービス処遇改善加算 IV 2		1月の中で11回以上 の利用		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単位数の 90% 加算	70	
A7	1630	機能訓練デイサービス処遇改善加算 V 2				(5)介護職員処遇改善加算(V)	(2)で算定した単位数の 80% 加算	62	
A7	1631	機能訓練デイサービス処遇改善加算 I 3		回数払い 事業対象者・要支援1		(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算	19	1回につき
A7	1632	機能訓練デイサービス処遇改善加算 II 3			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算	14		
A7	1633	機能訓練デイサービス処遇改善加算 III 3	(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の 23/1000 加算	7			
A7	1634	機能訓練デイサービス処遇改善加算 IV 3	(4)介護職員処遇改善加算(IV)		(2)で算定した単位数の 90% 加算	6			
A7	1635	機能訓練デイサービス処遇改善加算 V 3	(5)介護職員処遇改善加算(V)		(2)で算定した単位数の 80% 加算	6			
A7	1636	機能訓練デイサービス処遇改善加算 I 4	回数払い 要支援2		(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算	19	1回につき	
A7	1637	機能訓練デイサービス処遇改善加算 II 4		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算	14			
A7	1638	機能訓練デイサービス処遇改善加算 III 4		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算	8			
A7	1639	機能訓練デイサービス処遇改善加算 IV 4		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単位数の 90% 加算	7			
A7	1640	機能訓練デイサービス処遇改善加算 V 4		(5)介護職員処遇改善加算(V)	(2)で算定した単位数の 80% 加算	6			

(3)ミニデイサービス

サービスコード 種類	項目	サービス名称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
A7	1701	ミニデイサービス1	ミニデイサー ビス費	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	※1月の中で全部で6回以上の利用 入浴加算を算定し限度額を超える場合	1,647 単位	1647	1月につき	
A7	1702	ミニデイサービス1回数			※1月の中で全部で5回までの利用	265 単位	265	1回につき	
A7	1703	ミニデイサービス2		要支援2 (週2回程度)	※1月の中で全部で11回以上の利用 入浴加算を算定し限度額を超える場合	3,377 単位	3377	1月につき	
A7	1704	ミニデイサービス2回数			※1月の中で全部で10回までの利用	272 単位	272	1回につき	
A7	1710	ミニデイ入浴加算	ミニデイ入浴加算 ※桜井市独自設定加算			50 単位	50		
A7	1711	ミニデイサービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算			225 単位加算	225		
A7	1712	ミニデイサービス栄養改善加算	栄養改善加算			150 単位加算	150		
A7	1713	ミニデイサービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算			150 単位加算	150		
A7	1714	ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 1	選択的サービス複数実施加算 I 運動器機能向上及び栄養改善			480 単位加算	480		
A7	1715	ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 2	選択的サービス複数実施加算 I 運動器機能向上及び口腔機能向上			480 単位加算	480		
A7	1716	ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 3	選択的サービス複数実施加算 I 栄養改善及び口腔機能向上			480 単位加算	480		
A7	1721	ミニデイサービス処遇改善加算 I 1	介護職員 処遇改善 加算	包括払い 事業対象者・要支援1 (週1回程度)	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算	97	1月につき	
A7	1722	ミニデイサービス処遇改善加算 II 1			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算	71		
A7	1723	ミニデイサービス処遇改善加算 III 1			(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算	38		
A7	1724	ミニデイサービス処遇改善加算 IV 1			1月の中で6回以上の 利用	(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単位数の 90% 加算		34
A7	1725	ミニデイサービス処遇改善加算 V 1				(5)介護職員処遇改善加算(V)	(2)で算定した単位数の 80% 加算		30
A7	1726	ミニデイサービス処遇改善加算 I 2			包括払い 要支援2 (週2回程度)	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算		199
A7	1727	ミニデイサービス処遇改善加算 II 2		(2)介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数の 43/1000 加算	145		
A7	1728	ミニデイサービス処遇改善加算 III 2		(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の 23/1000 加算	78		
A7	1729	ミニデイサービス処遇改善加算 IV 2		1月の中で11回以上 の利用		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単位数の 90% 加算	70	
A7	1730	ミニデイサービス処遇改善加算 V 2				(5)介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単位数の 80% 加算	62	
A7	1731	ミニデイサービス処遇改善加算 I 3		回数払い 事業対象者・要支援1		(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算	16	1回につき
A7	1732	ミニデイサービス処遇改善加算 II 3			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算	11		
A7	1733	ミニデイサービス処遇改善加算 III 3	(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の 23/1000 加算	6			
A7	1734	ミニデイサービス処遇改善加算 IV 3	(4)介護職員処遇改善加算(IV)		(2)で算定した単位数の 90% 加算	5			
A7	1735	ミニデイサービス処遇改善加算 V 3	(5)介護職員処遇改善加算(IV)		(2)で算定した単位数の 80% 加算	5			
A7	1736	ミニデイサービス処遇改善加算 I 4	回数払い 要支援2		(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算	16	1回につき	
A7	1737	ミニデイサービス処遇改善加算 II 4		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算	12			
A7	1738	ミニデイサービス処遇改善加算 III 4		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算	6			
A7	1739	ミニデイサービス処遇改善加算 IV 4		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単位数の 90% 加算	5			
A7	1740	ミニデイサービス処遇改善加算 V 4		(5)介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単位数の 80% 加算	5			

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて、国が定める額(介護予防給付の単価)を超えることはできません。事業対象者・要支援1は1,647単位、要支援2は3,377単位を上限とします。

介護予防ケアマネジメント

F 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス名称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
AF	2100	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメントA	430単位	430
AF	2101	介護予防ケアマネジメントA・初回	ロ 介護予防ケアマネジメントA+初回加算	430単位+300単位	730
AF	2102	介護予防ケアマネジメントA・連携	ハ 介護予防ケアマネジメントA+介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	430単位+300単位	730
AF	2103	介護予防ケアマネジメントA・初回・連携	ニ 介護予防ケアマネジメントA+初回加算+介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	430単位+300単位+300単位	1030
AF	2300	介護予防ケアマネジメントC	リ 介護予防ケアマネジメントC	430単位	430
AF	2301	介護予防ケアマネジメントC・初回	ス 介護予防ケアマネジメントC+初回加算	730単位	730

1月につき